平成２１年（フ）第２号
新潟県胎内市北本町４番28号
破産者　本間　康雄
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第２０号
富山県魚津市舛田970番地
破産者　吉倉　　武
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第６１４号
静岡県磐田市富士見町１丁目30番地11　コーポハッピー203、前住所静岡県磐田市富士見町１丁目８番地11　石川方
破産者　渡辺　利明
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
大津市朝日が丘１丁目17番５号、住民票上の住所大津市鶴の里８番10号
破産者　山口久美子
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７号
京都府長岡京市井ノ内上印田４番地22
破産者　宮本　眞人
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８６号
京都府城陽市寺田宮ノ平27番地の１　ヴィラパルク壱番館101号
破産者　山田　勝義
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
京都府宇治市伊勢田町南遊田17番地の４　ハイツさつき101号
破産者　北村とき子
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４８号
高知県高知市百石町１丁目３番15号　百石ハイツ202
破産者　西岡　武志
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第６１５号
長崎県長崎市辻町19番８号、申立時の住所大分市花江川１番19号
破産者　首藤　久生
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６１６号
長崎県長崎市辻町19番８号、申立時の住所大分市花江川１番19号
破産者　首藤　草子
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１７９号
宮崎県児湯郡都農町大字川北5485番地１
破産者　園田　恵子
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８４号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1360番地１、開始決定時の住所宮崎県宮崎郡清武町新町２－８－４　ハウス21―605号
破産者　河上　利廣
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８７号
奈良県香芝市磯壁４丁目200－１パールシティふたかみ305、住民票上の住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧816番地１―104―12、開始決定時の住所奈良県香芝市畑251－４
破産者　まるなかことやお八ことまいどーこと　中垣　雅俊
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５６１号
奈良県磯城郡三宅町大字石見183番地の６、前住所大阪府寝屋川市本町21番15号
破産者　江原　春樹
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
奈良県宇陀市室生区無山635番地
破産者　森下金治郎
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第２８８７号
愛知県日進市栄２丁目208番地　クレール栄802、住民票上の住所愛知県大府市若草町４丁目176番地
破産者　土方組こと　土方　勝己
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３２８号
愛知県小牧市久保一色965番地１　ＳｏｃｉａⅡ202号
破産者　小島　民雄
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５８号
名古屋市緑区桃山２丁目72番地　クリエイティブ第２富士１－Ｂ、住民票上の住所名古屋市天白区島田黒石207番地　62―Ｏハウス102号
破産者　オートハーモニーこと　林田　政子
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部